

単位老人クラブ助成金交付申請の手引き

仙台市では、老人クラブ等の活動を支援するため、「仙台市老人クラブ等活動助成事業要綱」に基づき、老人クラブに対して助成金を交付しています。助成金の申請から報告提出までの手続き等に関する記事を記載していますので、ご参考にしていただければ幸いです。

1 助成対象となる老人クラブについて

助成対象となる老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するもので、会員数が20人以上(年齢はおおむね60歳以上)の老人クラブです。

また、以下については、適正な助成金交付を行うため、助成金交付申請等の際に老人クラブ代表者に活動内容等を確認させていただく場合がございます。

- ・新規で結成するクラブの活動が既存のクラブと同じ活動内容、かつ会員が既存のクラブと多数重複している場合
- ・既存のクラブで、同じ活動内容のクラブに多数の会員が重複登録している場合 など

2 助成額について

老人クラブの会員数に応じて、助成金を交付しており、助成額は次のとおりです。

会員数	助成額	
	月額	年額
20人～39人	3,000円	36,000円
40人～69人	4,800円	57,600円
70人～99人	6,600円	79,200円
100人～149人	8,400円	100,800円
150人～199人	10,200円	122,400円
200人以上	12,000円	144,000円

※ただし、年度途中からの申請をした場合等の理由で年間を通じて活動していない場合は、活動月数分の助成額となります。

※また、年度途中にクラブの解散をする場合には、助成金を返還していただきますのでご注意ください。

3 手続きの流れ

助成金の手続きの流れは、次のとおりです。

① 申請 → ② 交付決定 → ③ 交付 → ④ 実績報告

4 提出いただく書類について

各老人クラブにて作成いただいたものを、最寄りの区役所・宮城総合支所の障害高齢課、秋保総合支所の保健福祉課まで、提出してください。

提出部数は1部で結構ですが、あらかじめ、控えとしてコピーをお取りください。

(1) 助成金を申請する際に提出していただく書類

- ① 仙台市老人クラブ活動等活動助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 予算書(第3号様式)
- ④ 老人クラブ会員名簿(第4号様式)
- 【氏名、生年月日または年齢、住所】が分かれば、他の様式にて代用可です。
- ⑤ 請求書
- ⑥ 委任状(請求者と口座名義人が相違する場合等は必要になることがあります)

※新しく老人クラブを結成する際には、上記①～⑤の書類に加え、下記の書類を提出してください。

- ⑦ 老人クラブ結成届
- ⑧ 老人クラブ会則

(2) 会計年度終了後に提出していただく書類(実績報告)

- ① 仙台市老人クラブ活動等助成事業実績報告書(第5号様式)
- ② 事業記録書(第6号様式)
- ③ 決算書(第7号様式)
- ④ 総会資料(コピー可)

※老人クラブを解散する場合には、上記①～④に加え、下記の書類

- ⑤ 老人クラブ解散届(第9号様式)。

(3) 年度途中に届け出内容を変更した場合(代表者、住所、老人クラブ名等)

- ① 老人クラブ変更届(第8号様式)

○申請書類等は、仙台市公式ホームページからダウンロードが可能です。

仙台市公式HPトップ(<https://www.city.sendai.jp/>)

→手続き

→申請書・届出書様式のダウンロードサービス

→高齢の方

→[単位老人クラブ活動助成事業に関する様式](#)

(<https://www.city.sendai.jp/korekikakukikaku/download/bunyabetsu/kore/kore/yoshiki/index.html>)

5 助成対象の事業・活動内容について

助成対象の事業や活動内容は、下記のとおりです。

助成対象の事業	活動の具体例
①社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ●友愛活動 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者への声掛け ・募金活動 ●地域見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全活動 ・防犯活動 ●文化伝承・世代交流 <ul style="list-style-type: none"> ・昔遊び ・餅つき大会 ●環境美化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・花壇植栽
②教養向上活動	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会・教養講座 <ul style="list-style-type: none"> ・各種教養講座 ・パソコン教室 ●趣味活動 <ul style="list-style-type: none"> ・発表会、演芸会 ・その他趣味活動(囲碁・将棋・生け花・俳句・川柳・民謡・詩吟など)
③健康増進活動	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール ・ウォーキング ・太極拳 ●その他の健康づくり活動 <ul style="list-style-type: none"> ・体力測定

※助成対象外の事業・活動内容・経費

下記の事業等は、助成対象外となりますので、ご注意ください。

- 総会、定例会
- 単なる娯楽事業(例:親睦会や慰安旅行、忘年会など)
- 事業の実施主体が単位老人クラブ以外の事業
- その他、対象事業としてふさわしくないもの
- 香典料、町内会費、仙台市老人クラブ連合会負担金など